

## 2023 年度 児童養護施設光明童園 事業計画（案）

### 1. 事業目的・経営方針

#### ①基本理念

「和顔愛語」をスローガンとし、光明童園を利用するすべての子どもの権利を確保し、最善の利益を追求するとともに、将来、社会の一員として自立できるよう支援することを目的とする。また、退所者への十分なアフターケアが行えるよう、積極的に地域・社会へ働きかけていく。

#### ②基本方針

- 「報恩感謝の生活を実践し、強く明るく生きぬき、常にわが身を省み、互いに敬い助け合う」そのような人間に育成するため、「浄土真宗のみ教え」を根幹とし、「よろこびあえる光明童園」の実現を目標に支援を行っていく。
- 全職員が光明童園の運営・発展の担い手として、主体的意識と責任をもつ。
- 縁があつてかかわったすべての子どもに対して、分け隔てがあつてはならない。
- 子どもの養育・支援にあたっては、その最善の利益を常に考慮する。
- 法令・制度や児童福祉のニーズを常に把握し、運営の発展、支援の向上および標準化を図る。

### 2. 組織体制

#### ①入所者定員

施設の小規模化・地域分散化・多機能化をよりスムーズに実現していく為、定員を 66 名【本体施設 30 名（※内分園型小規模グループケアホーム 6 名）・地域小規模児童養護施設 36 名】とする。

#### ②児童編成(R5.4.1 予定)

	3 歳未満	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他	合計
男	0	0	14	4	8	1	27
女	0	3	10	6	5	2	26
合計	0	3	24	10	13	3	53

#### ③職員構成

別紙 1・2

統括園長	1	自立支援担当職員	2	事務員	3
副園長	3	心理療法担当職員	1	宿直専門員	9
統括リーダー(UL・FSW)	4	里親支援専門相談員	2	嘱託医	1
FSW（地域支援専属）	1	看護師	1	産業医	1
ケアワーカー	47	栄養士	1	心理士（地域支援専属）	1
ケアワーカー補助	11	調理員	2	合計 95 名	
職業指導員	1	調理員補助	3		

#### ④職員配置

施設形態	名称	性別	常勤	CW 補助	宿直専門
児童養護施設（本体施設）	こころホーム	女	8	2	0
	なごみホーム				
	うららホーム				
	かなでホーム	男	7	1	0
	ぼだいホーム				
	ひすいホーム				

	こはくホーム				
	みのりホーム				
地域小規模児童養護施設	慈光ホーム	女	4	1	2
	和光ホーム	男	4	1	1
	ひびきホーム	男	4	1	2
	いぶきホーム	男	4	1	1
	えそらホーム	女	4	1	1
	くるみホーム	女	4	1	1
分園型小規模グループケア	しずくホーム	男	4	2	1

### 3. 児童処遇

#### 【1】養護

##### 目的

児童・職員が家庭的な生活をイメージできる経験を積む機会を設ける。また、様々な行事や生と性の学習を通し、より豊かな社会性や努力することの尊さを養うとともに、自尊感情や自己肯定感の向上を図る。

##### ①食育

別紙 3

- 1 各ホームに設置されたキッチンを活用し、『ホーム de クッキング』（配給された金額内で食事計画を立てる）などにより、献立計画・買い物・調理をホームで行う。
- 2 『ひかり農園』で野菜などの栽培を行い、食物の育ちを感じる機会を多く作る。
- 3 調理実習を行い、料理を「作ること」「食べること」に興味を持たせ、実践につなげる。

##### ②健康管理

- 1 毎年4月/9月に嘱託医健康診断を実施する。
- 2 インフルエンザ等の予防接種
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の実施

##### ③行事関係

別紙 4

旅行などの行事を棟単位またはホーム単位で企画・運営し、企画にも児童が参画できる機会をつくる。また、熊本県養護協議会が主催する施設スポーツ大会、地域や学校が主催する行事やスポーツ大会に積極的に参加する。

##### ④性教育

子どもたちのこころやからだの成長や変化、思春期を迎えての二次性徴や戸惑いや不安、そして、恋愛や男女交際など、常に子どもたちの性と生に向き合う場面がある。性(生)教育に関してしっかりと子どもと向き合い、ときにはざっくばらんに語り合える人間関係を築くために、性(生)教育に関する委員会を設置し、職員間の意識の向上を図るとともに、子どもたち一人ひとりの「こころとからだ」「性と生」を豊かに育む。

##### ⑤情操教育

浄土真宗のみ教えを根幹とした支援を行っていくにあたり、宗教の自由を尊重したうえで、下記の行事への参加を促す。

- 1 西念寺にて行われる月一度の勤行や定期的に行われる法要やイベントへの参加
- 2 浄土真宗本願寺派全国児童養護施設連絡協議会への職員派遣
- 3 西本願寺（京都）で行われる児童念仏奉仕団や全養本派クラブ主催行事への児童参加
- 4 職員対象の講演会や西念寺で行われる法座や講座などへの参加

統括リーダー4名を部門ごとに配置し、専属勤務体制の中、ソーシャルワークの充実を目標とし、家族への行事連絡などの手紙の送付や家庭訪問を行い、入所している児童の家庭復帰に向けた支援（帰省支援・親子面会の調整・保護者に対し子育てに関する助言等）を行う。

### ⑦地域小規模児童養護施設（6か所）

地域の民間住宅を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中での支援を実施することにより、児童の社会的自立の促進及び、個別的な支援を展開する。また、食材の買い物をそれぞれのホームで実施することで、ホームごとでの食育にも力を入れていく。

- 1 和光ホーム（男子）
- 2 慈光ホーム（女子）
- 3 ひびきホーム（男子）
- 4 えそらホーム（女子）
- 5 いぶきホーム（男子）
- 6 くるみホーム（女子）

### ⑧園型小規模グループケア（1か所）

地域小規模児童養護施設と同様に、地域社会の中でより家庭的かつ専門的な支援を行っていく。食材の買い物も実施する。

- 1 しずくホーム（男子）

### ⑨ライフストーリーワークの実践

- 1 隔月県内で行われているライフストーリーワーク（以下LSW）の勉強会に参加
- 2 園内委員会組織『つむぐ』を組織し、園内LSWをメインで検討していく。

### ⑩ホーム単位での誕生日会

毎月ホーム費を支出する際、ホームに誕生者がいる場合は、ケーキ代としてホーム費とは別に3,000円を支給し、誕生日にホームで誕生日会を開き誕生者を祝う。さらに、小学3年生以下1,000円/人、小学4年生～6年生1,200円/人、中学生以上1,400円/人を支給し、ホーム単位での誕生日外食や調理等を行い、自分だけの特別な日を提供する。

## 【II】自立のための援助

### 目的

社会体験事業や様々な実習等を通し、自らの将来に目を向け、速やかな自立・自律に向ける意識を養っていくとともに、退所後も安心した生活を送ることができるよう、様々な関係機関とのつながりを積極的に構築し、きめ細やかな支援を提供する。

### ①自立支援

- 1 卒園生による講演会
- 2 中学3年生以上を対象とした社会体験事業の実施（利用者自身が企画・実行し、その交通費を支給する）
- 3 外食や調理実習、おやつ買い物学習（幼児・小学生のみ/ホームごとに毎週実施）
- 4 携帯電話所持（児童の状況に応じて）
- 5 Wi-Fiの開放
- 6 家庭生活体験事業の実施
- 7 アルバイトの奨励
- 8 措置延長、措置継続、再措置などの積極的な実施

## □9 一人暮らし生活体験（自立生活支援事業）の実施

### ②就職・進学・学習指導

- 1 実習の受け入れ先及び就労委託先の開拓
- 2 学習塾の奨励
- 3 大学や専門学校への進学の奨励

### 【Ⅲ】アフターケア

#### 目的

施設退所後の孤立の防止を第一義とし、全ての退所者を対象に「日常的な生活支援」「生活問題への対応・解決」「精神的な支え」「親子関係の再構築」「自分史の再構築」などの包括的な支援体制を整え、退所後も安心して施設を頼ることができるようにする。また、可能な限り退所者の生活状況の把握・可視化に努める。

#### ①職業指導員・自立支援担当職員の配置

別紙 6

- 1 勤労の基礎的な能力及び態度を育て、利用者がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び就労後の支援を行う。
- 2 利用者が退所後も安心した生活を送ることができるよう、担当ケアワーカーと連携し、退所前から利用者とは様々な関係機関とのつながりを構築し、きめ細やかな支援を提供する。また、実習の受け入れ先及び就労委託先の開拓、関係機関との連携等、利用者のニーズに合わせて積極的に実践する。

#### ②アフターケア

- 1 退所後の退所時の状況や利用者との関係性に応じて、統括リーダー・職業指導員・自立支援担当職員・前担当ホーム職員等が中心となり、それぞれのニーズにそって、必要な社会資源と退所者をつなぐ。

## 4. 職員処遇

#### 目的

虐待や発達障害など児童に関する社会問題の多様化に伴い、入所児童の多様化・問題行動の増加が進み、職員一人一人の知識・技術の向上や行動力が求められている一方、雇用管理上、人材確保や職場定着に焦点をあてた取り組みや職員の健康障害の防止・健康の保持増進に関する対応も求められている。そこで、日々の OJT、スーパービジョン、人事考課、キャリアパスを充実させ、施設の理念や方針をもとに自己判断ができるような職員を育成するとともに、外部研修等にも積極的に参加し、職員の仕事に対する意欲の向上を図る。

#### ①人材育成

別紙 7

- 1 職員個別の研修計画を策定（人事評価の目標面接にて）
- 2 応援ミーティングを毎月実施（偶数月をはっきり心療クリニックの有菌 Dr・奇数月を吉田病院の興野 Dr に依頼）
- 3 新任職員研修（入職前・後の二回）
- 4 施設見学の実施
- 5 親支援に関する研修会や法座等への参加の奨励
- 6 その他施設外研修
- 7 直近上司とのスーパービジョン面接を毎月実施
- 8 OJT 計画表(個人)を作成し、半年ごとに直近上司との振り返りを行う
- 9 人事考課表の自己評価をもとに、半年ごとに直近上司との振り返りを行う
- 10 関係機関との障害者就労支援会議の実施（毎月）

11 施設長によるリーダー研修

## ②人材確保

- 1 実習や施設見学等の積極的な受入れ
- 2 実習生受入れのマニュアルを策定し、施設の特色を活かした実習プログラムを実施
- 3 SNS や広報誌を活用した求人案内
- 4 オンラインを含む見学会の実施
- 5 大学等への出前授業
- 6 採用説明会を5月、採用試験を6月より、人材確保の状況をみながら毎月実施

## ③人材定着

- 1 意向調査を目的としたアンケートの実施（年1回）
- 2 状況の変化に合わせた業務マニュアルの変更
- 3 年休取得一覧の配布
- 4 誕生日の勤務配慮
- 5 7連休の奨励
- 6 就業改善委員会（毎月）
- 7 スーパービジョン体制の構築

## ④委員会活動

別紙 8・9

### 【生と性プロジェクト】（性教育委員会）

- 1 職員に対して『子どもに性教育をする大人のチェックリスト』を年2回実施

### 【チーム広報】（広報委員会）

- 1 広報誌『ひかりっ子新聞』作成（年2回発行）
- 2 SNS を活用した広報活動

### 【ボラン家】（ボランティア委員会）

- 1 月に一度のクリーン活動

多くの子ども、職員へ参加してもらい、地域貢献へつなげる。また、子どもへ興味を持ってもらい、自主的な参加へつなげるとともに、職員への活動理解を深める

- 2 毎月の定例会議
- 3 ボランティアの受入れ
- 4 ボランティア研修の参加

### 【つむぐ】（LSW 委員会）

- 1 LSW に対し、全職員が同じ意識で取り組むことを目指す
- 2 子どもたちの過去・現在・未来を丁寧に紡いでいく活動につなげる

### 【HKP】（働き方改革委員会）

- 1 ルーティン業務の在り方を見直し、超過勤務の改善及び人材の質の向上、人材定着につなげる
- 2 職員のモチベーションが続く風土づくりに関する調査及び検討

### 【SKI】（就業改善委員会）

- 1 本園・地域部門それぞれの状況やニーズに合わせた課題について審議する。

### 【人財対策委員会】

- 1 人材確保に関する取り組みの実施
- 2 人材育成に関する取り組みの実施
- 3 人材定着に関する取り組みの実施

## ⑤福利厚生

- 1 プチファミリー
- 2 職員研修旅行
- 3 職員歓送迎会
- 4 資格取得に関する助成
- 5 住居手当 ※新規学卒者は入職後一年間追加補助有
- 6 職員健康診断にかかる費用
- 7 インフルエンザ予防接種にかかる費用を一部負担

## ⑥職員へのメンタルヘルスサポート

- 1 応援ミーティングの助言者（精神科医師）との面談の場「モモ」、「こころの相談室」の実施（それぞれ隔月）

## ⑦衛生委員会

別紙 10

- 1 衛生委員を配置し、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進を図る。
- 2 産業医面談

## ⑧目的に応じた会議の実施

別紙 11

光明童園をチームとして機能させるため、それぞれの会議を計画-実行-評価-改善のサイクルのもと、組織全体で循環させ、会議の充実を図っていく。

## 5. 権利擁護

### 目的

平成23年の児童福祉法改正により、「被措置児童等虐待の防止」が明文化され、その徹底を図る。

### ①権利擁護及び苦情解決体制

- 1 苦情解決委員を本園・地域それぞれ4名体制とし、一週間に一度の苦情箱確認や聞き取りを行う
- 2 児童の意見表明の場として、学期ごとにホーム会議を行う
- 3 統括園長及び副園長等が各ホームを定期的に訪問し、会食等を通じて子どもたちの意見を直接聴取する場を設ける。（ホームへおじゃまします）
- 4 被措置児童など虐待の防止の説明（年度当初）
- 5 体罰禁止の説明（年度当初）
- 6 意見表明権の説明（年度当初）
- 7 権利ノートの説明（年度当初）
- 8 自立支援計画書策定時の職員による面談
- 9 職員による個別面談（年2回）
- 10 職員向けCAPプログラムの実施
- 11 ひかりっ子相談室の実施（外部の有識者へ児童達が相談できる場/月1回）
- 12 人権擁護のためのチェックリストの実施（年2回）

## 6. 危機管理

### 目的

管理規程に定めている事故防止規程の徹底を図り、入所児童の安心・安全を守る為、より一層の体制強化と危機管理の徹底を図る。

### ①防災

別紙 12

- 1 防災避難訓練（通報・消火訓練含む）を毎月実施。12月においては水俣消防署立会いのもと行い、講評・講話や映写も実施する。

□2 救命救急講習会（2月）

## ②防犯

□1 利用者を対象とした防犯講話の実施。（水俣警察署生活安全課へ依頼/冬季）

□2 職員を対象とした防犯訓練の実施。（ALSOK 総合警備保障へ依頼/冬季）

## ③事故防止

□1 事故防止委員会（月一回）を開き、ヒヤリハット事案の見直し、事件・事故の再発防止の為の改善案の検討を行う。

□2 対応委員会を年に四回開催し、事故防止委員会で検討した内容や対応について外部有識者の助言をもらい、事件・事故の再発防止のための改善策の再検討を行う。

## ④新型コロナウイルス感染症対策

□1 県内外の新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、施設内で濃厚接触者または感染者が確認された場合でも、事業継続に繋がられるよう、定期的な対策会議やマニュアルの見直しを行う

## 7. 地域交流支援

### 目的

児童と職員が様々な形で地域交流支援を積極的に行っていく。また、地域の社会資源の一つとして光明童園を利用していただく事で施設への理解を深めていく。

### ①社会交流・支援

□1 ボランティア委員会を中心にボランティアの開拓、受入れを行う

□2 卒園生を送る会など、施設に足を運んでいただける機会をつくる

□3 広報誌「ひかりっ子新聞」を年2回発行する（5月・1月）

□4 インターネットの SNS サービスを利用し、行事の案内などのお知らせを行う

□5 ホームページの更新（行事のお知らせ及び報告・いただきもののお礼・ブログ）

□6 パンフレットや広報誌・ホームページは、ユニバーサルデザインの理念のもと、見る方々がより分かりやすいものにする

### ②地域支援・交流

□1 幼稚園や学校等の PTA 活動等への場所の提供

□2 ひかりっ子セミナーを開催し、地域や関係機関等とともに、学びを深める

□3 長期休み等に、地域の学習ルームとして紫光ホールの開放

□4 5区ハートフルへの参加

□5 当園を支える理事、その他役員の方々と利用者との交流を目的とした見学会の実施

□6 運動部活動の社会体育の移行による地域スポーツクラブでの競技指導

□7 5区消防団への参加

□8 水俣市自立支援事業連絡協議会への参加

### ③里親支援専門相談員

別紙 13

□1 ひかりっ子セミナーを開催し、地域や関係機関等とともに、学びを深める

□2 新規里親の開拓、里親制度普及と啓発のため、城南地域で里親制度説明会の実施

□3 本園主催の里親サロン（年間1回）または里親研修会（ひかりっこセミナーへの参加）の実施

□4 2人目の里親支援専門相談員の配置

### ④3人目の家庭支援専門相談員の配置

□1 地域の要支援家庭に対して訪問支援等を行う。

### ⑤2人目の心理士配置

□1 児童養護施設及び、地域の里親・ファミリーホーム・自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して心理療法を行う。

## 8. 施設整備

□1 地域貢献部門で使用する公用車2台

## 9. 重点目標

「社会的養育推進計画」において、施設は小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が求められている。また、高齢児の入所が増加傾向にあり、措置延長や社会的養護自立支援事業による22歳までの支援継続及び、退所後の支援もこれまで以上に求められている。労働人口が減少していく中、これらのニーズに対応していくため、人材の確保・定着・育成をより強化していくと同時に、計画の実現に向けた財政整備や行政等との折衝を続け、より良い支援体制を目指す。

### ①職員の確保・定着・育成に係る取り組みの強化

- 1 人財対策委員を新たに設置。職員の確保・育成・定着の3つの視点から、実習担当、研修委員、HKPとも連携し、職員の増員と職種の多様化に合わせた人財対策の仕組みを構築する。
- 2 ケアワーカーの勤務形態を通し勤務の交代制に変更。また、7連休取得の奨励など、職員のワーク・ライフバランスを実現させる。
- 3 改正労働基準法を遵守し、有給休暇の確実な取得および長時間勤務の防止をはじめとする労務管理の徹底。
- 4 職員の産前産後休業・育児休業・介護休業の取得と復帰をはじめ、個々のライフステージに即した働き方を可能な限り支援する。
- 5 学生の就職活動の時期に合わせた求人活動の実施。5月に採用説明会、6月に採用試験を開催。以降、獲得状況に応じて随時実施する。
- 6 4つの問題（処置する問題、起こる問題、探す問題、つくる問題）に対し、課題を明確にし、職責に応じて対応にあたる組織の構築。
- 7 日々のOJTやスーパービジョン面接、人事考課面接等による部下の育成及びモチベーションアップにつなげる。

### ②自立支援の取組強化

- 1 自立支援担当職員を配置し、これまで以上に就職・進学支援に力を入れ、退所後の支援についても検討・実施する
- 2 利用者が自ら考えて行動できるための支援の見直し。
- 3 高校生に対して奨学金制度の説明等、大学進学に向けた支援を行う。
- 4 利用者に対し、積極的に他機関とのつながりをつくる。
- 5 社会的養護自立支援事業の積極的な活用。
- 6 自立生活支援事業の積極的な活用。
- 7 高校卒業後も20歳までの措置延長および22歳年度末までの支援継続を積極的に活用する。

## 10. その他

### ①後援会組織 ひかりどうえんを支える会

平成19年5月より発足し、児童の自立支援のために、自動車免許取得費用や就職進学準備金、また、緊急事態宣言による外出自粛に伴う利用者のストレス軽減のための遊戯品にかかる費用など、とても大きな支援をいただいている。また、支える会により地域における施設への理解も深めて頂いており、今後も積極的に広報・募集を行っていく。